

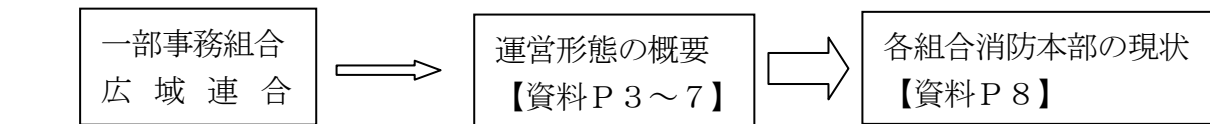
第7回高知県消防広域化推進検討委員会

- 検討事項： ①広域化の組み合わせ → 広域化の取り組みの必要性
 6・3・1の検討
 ②広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項
 → 広域化の手法と円滑な運営確保のための方策の検討
 ③防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
 → 関係団体との連携確保の方策の検討

1 広域化の組み合わせ → 第6回検討会資料のまとめ【資料P1～2】

2 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

(1) 組合方式

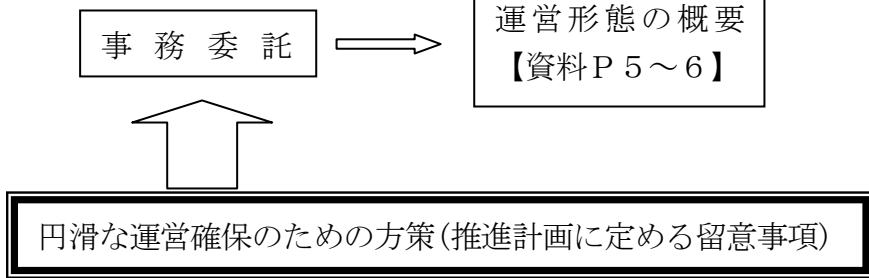


円滑な運営確保のための方策(推進計画に定める留意事項)

- 【基本指針の例示(要約)】
- ① 経常的経費と投資的経費の負担方法の基本的なルール
 - ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
 - ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
 - ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画の策定
 - ⑤ 災害時等の構成市町村長と消防本部と消防団との相互連絡、情報共有等に関する計画の策定
 - ⑥ 構成市町村間の迅速な意見調整の仕組みづくり
 - ⑦ 運営に関する住民意見の反映

- ①②④⑥⑦
 新組織で新たな構築が必要
 ③⑤
 現組織の保有する計画の活用

(2) 事務委託



円滑な運営確保のための方策(推進計画に定める留意事項)

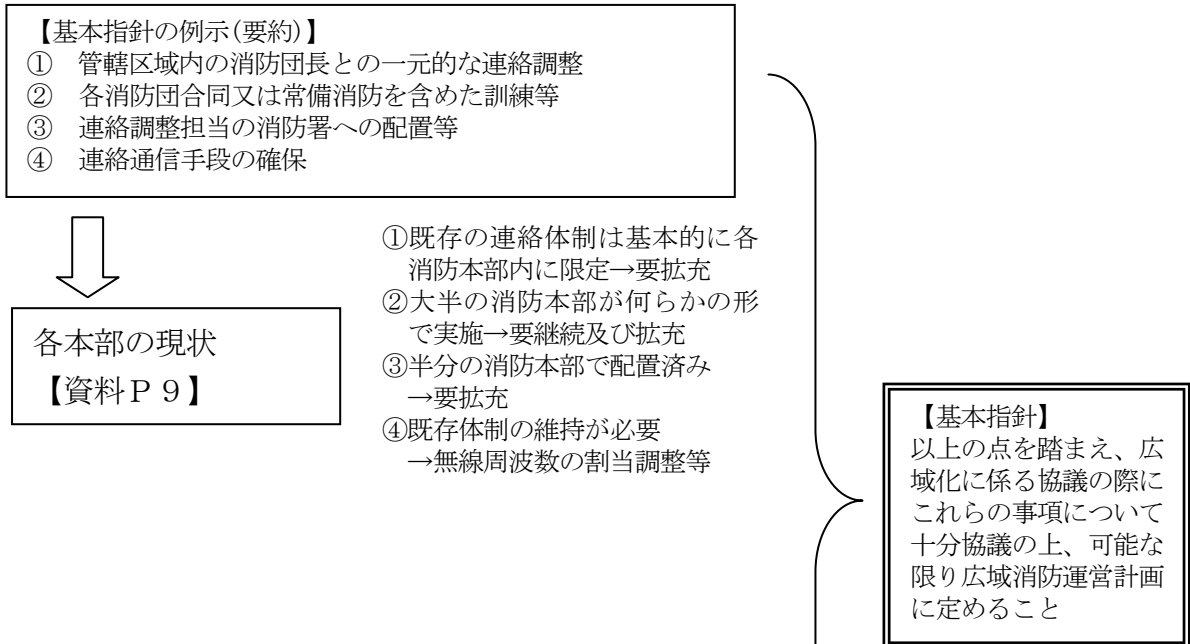
- 【基本指針の例示(要約)】
- ① 委託料の明確化
 - ② 災害時等の委託市町村長と消防本部、消防団との相互連絡、情報共有等に関する計画の策定
 - ③ 運営に関する住民意見の反映

- 受託市町村の受託能力が要
 ①②③新たに策定が必要

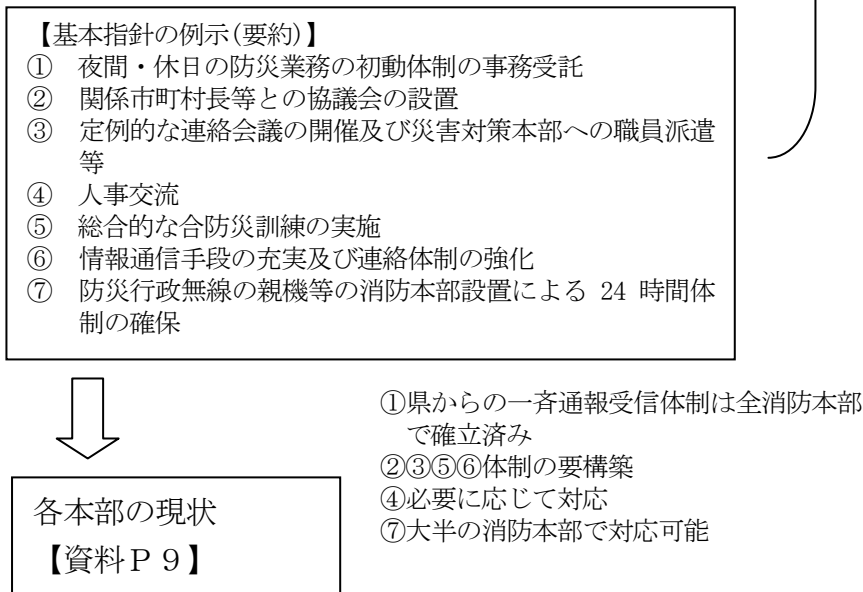
【基本指針】
 以上の点を踏まえ、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めること

3 防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

(1) 消防団との連携確保の方策



(2) 防災・国民保護担当部局との連携確保の方策



第6回検討会資料のまとめ

広域化の組み合わせの検討

ブロック案	地域	考え方	長所	短所
6ブロック	①安芸広域②物部川流域 ③高知・嶺北④仁淀川流域 ⑤高幡広域⑥幡多広域	市町村合併構想に基づく	①対象地域が小さいため、組織・人事・地域との関係等の調整が比較的容易 ②安芸広域、物部川流域、高知・嶺北地域において、計12名の再配置可能人員が発生する	①再編しても管轄人口10万人以下の本部が3カ所存在する ②仁淀川流域、高幡広域、幡多広域では、人口同規模消防本部の本部職員との比較では職員の不足が生じる
3ブロック	①東部②中部③西部	市町村合併構想の6ブロック案を再編	①管轄人口10万人以下の小規模消防本部が解消できる ②東部・中部では合計43名の再配置可能人員が発生する	①西部では再配置可能人員が発生しない
1ブロック	県全域	最大規模を仮定	①管轄人口30万人以上が達成できる ②人口、職員数、財政的にも最も規模が大きい ③再配置可能人員が72名発生する	①組織が大きいため様々な事柄（組織・人事・地域との関係等）の調整に時間を要する

※再配置可能人員は、人口同規模消防本部の本部職員数との比較で算出

共通課題

- ・消防力や窓口サービスの変化への不安
- ・消防本部と署所の連携の問題
- ・市町村、消防団との連携の問題
- ・地域との密着性の問題

対応策

「方面本部」の仮想設定

- ・6ブロックでは、方面本部の配置は不可能
- ・3ブロックでは、東部及び中部は配置できるが、西部では配置できない。
- ・1ブロックでは3カ所程度設置できる。

・今回の検討手法から、人口、職員数、財政面や再配置可能職員数、「方面本部(仮想)」の設置の可能性などを総合的に考えると、1ブロック化による広域化が、組織の弾力性が増すなど、最も効率的と考えられる。

広域化ブロックごとの比較

【6ブロック案】

	安芸広域	物部川 流域	高知・ 嶺北	仁淀川 流域	高幡広域	幡多広域
市町村数 H19.4	9市町村	3市	5市町村	6市町村	5市町	6市町村
管轄面積 H17国勢調査	1,128.92	790.06	1,065.76	1,152.93	1,405.44	1,561.90
署所数 H19.4	5署所	5署所	12署所	7署所	6署所	7署所
管轄人口 H17国勢調査 【2030年推計人口】	58,340 【35,086】	114,556 【105,819】	364,026 【367,570】	91,720 【70,556】	66,373 【47,330】	101,277 【78,734】
職員数 H19.4 【県内同規模本部・職員 数】	125 【幡多西部 54名】	161	395	150 【高幡 123名】	123 【幡多中央 75名】	164 【高幡 123名】
本部職員数 H19.4 (全国同規模消防本部平均)	21 (16)	26 (23)	82 (78)	16 (19)	11 (13)	18 (19)
現場要員数 H19.4	95	131	295	129	108	139
派遣等職員数 H19.4	9	4	18	5	4	7
再配置可能職員数 (同規模消防本部平均と比 較して)	5	3	4	△ 3	△ 2	△ 1
消防費一般財源決算額 H17(億円)	14.1	14.7	42.3	17.3	14.9	19
うち普通建設事業費 H17(億円)	0.6	0.6	2.3	2.3	1.1	2.1

【3ブロック案】

東部	中部	西部
12市町村	11市町村	11市町村
1,918.98	2,218.69	2,967.34
10署所	19署所	13署所
172,896 【140,905】	455,746 【438,126】	167,650 【126,064】
286	545	287
47 (31)	98 (71)	29 (29)
226	424	247
13	23	11
16	27	0
28.8	59.6	33.9
1.2	4.6	3.2

【1ブロック案】

全県
34市町村
7,105.01
42署所
796,292 【705,095】
1118
174 (102)
897
47
72
122.2
9

※春野町は高知市へ編入したものと計上。

運営形態の概要について

1 一部事務組合

(1) 概要

団体の種類	特別地方公共団体	
構成団体	都道府県、市町村及び特別区 (県には消防事務がないため、消防業務では、県の加入する組合は設置できない)	
性格	構成団体又はその執行機関の事務を持ち寄っての共同処理(普通地方公共団体の機能の補完的性格)	
効果	設立に伴い共同処理するとされた事務は、構成団体から除外され、一部事務組合に引き継がれる	
特色	事務の範囲	原則、構成団体が共通に持っている事務 (2つ以上の事務の場合は、複合的一部事務組合)
	国、県からの権限移譲	直接受けることができない
	議会の議員の選挙方法	法においては、選出方法について特段の規定はない(あて職、兼職が可能)
	執行機関の長の選任方法	
	直接請求	法においては、特段の規定はない
	必置機関	管理者(複合的一部事務組合では、理事会を置くことができる)、監査委員、公平委員会、会計管理者
	広域計画	法においては、特段の規定はない
	経費の分担方法	構成団体間の協議による

(2) 高知県における消防の一部事務組合

組合名	設立年月日	事務の内容	構成市町村	専任職員数	うち消防職員数
嶺北広域町村事務組合 (複合的一部事務組合)	S54.4.1	消防事務、嶺北広域ふるさと市町村圏計画・嶺北流域林業振興計画の策定及び事業の実施、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護及び障害程度区分認定審査会、し尿処理、ごみ処理、最終処分場、火葬場、学校給食	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧日本川村)	94	41
高吾北広域町村事務組合 (複合的一部事務組合)	S39.1.2	消防事務、し尿処理、火葬場、ごみ処理、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、知的障害者更正施設、ふるさと市町村圏計画の策定及び進行管理・介護認定審査会、市町村審査会	仁淀川町、佐川町、越知町	238	49
仁淀消防組合	S48.3.1	消防事務	春野町、いの町、日高村	71	71
高幡消防組合	S46.4.1	消防事務	須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町	123	123
幡多中央消防組合	S48.6.1	消防事務	四万十市、黒潮町	75	75
幡多西部消防組合 (複合的一部事務組合)	S50.4.1	消防事務、し尿処理	宿毛市、大月町、三原村	54	54

運営形態の概要について

2 広域連合

(1) 概要

団体の種類	特別地方公共団体	
構成団体	都道府県、市町村及び特別区 (処理する事務に限らず、組合せは自由)	
性格	一部事務組合よりも独立性が強く、地方公共団体としての自立性・自主性のある運営を行うことができる	
効果	広域にわたり処理することが適当とされた事務は、構成団体から除外され、広域連合に引き継がれる	
特色	事務の範囲	基本的には処理する事務についての制限はない
	国、県からの権限移譲	直接受けることができ、また、要請もできる
	議会の議員の選挙方法	住民による直接選挙又は構成団体の長、議会による間接選挙(あて職は不可)
	執行機関の長の選任方法	
	直接請求	住民による直接請求を認めている(条例の制定、監査の請求、解散及び解職の請求)
	必置機関	長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、会計管理者
	広域計画	作成しなければならない、また、実施について構成団体に勧告することができる
	広域計画とは、広域行政を行うための基本的な計画である。	
経費の分担方法	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的指標に基づかなければならない →客観的指標の例 <ul style="list-style-type: none"> ◆地域間バランスの指標(人口、面積) ◆地方公共団体の負担能力の指標(地方税の収入額、財政力) ◆その他の客観的な指標 ・構成団体は、必要な予算上の措置をしなければならない →義務的経費 	

(2) 高知県における消防の広域連合

組合名	設立年月日	事務の内容	構成市町村	専任職員数	うち消防職員数
中芸広域連合	H10.7.1	消防事務、し尿処理、少年の健全な育成指導及び補導、中芸広域体育館の設置、管理及び運営、介護保険法事務、地域包括支援センターの設置運営、広域ごみ処理施設の設置、管理及び運営、火葬場の設置、管理及び運営、関係町村の企業立地	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	53	38

運営形態の概要について

3 事務の委託

(1) 概要

効果	委託を受けた団体は、委託の範囲内において、自己の事務とする権限を有する	
特色	委託の相手	組合相互間又は組合と市町村間においても事務の委託は可能
	経費の分担方法	すべて委託した団体が負担し、規約において定める

()内は、受託消防本部の職員数

(2) 高知県における消防の事務委託方式

受託消防本部	委託年月日	委託市町村	委託事務内容	委託町村内配置署所数	同配置職員数
室戸市消防本部	H4.12.1	東洋町	消防事務(消防団事務除く)	1	13(50)
安芸市消防本部	S54.4.1	芸西村	救急、予防事務のみ委託	0	0(37)

運営形態の比較

		一部事務組合	広域連合	委託
全国の消防組合数 (H18.4.1現在) 消防本部数 811		314(1,094市町村) (うち高知県6(20市町村))	16(100市町村) (うち高知県1(5町村))	130市町村 (うち高知県2町村、 救急業務のみ委託3町村)
団体の種類		特別地方公共団体	特別地方公共団体	
構成団体		都道府県、市町村及び特別区 (県には消防事務がないため、消防業務では、 県の加入する組合は設置できない)	都道府県、市町村及び特別区 (処理する事務に限らず、組合せは自由)	組合相互間又は組合と市町村間においても事務の委託は可能
性格		構成団体又はその執行機関の事務を持ち寄っての共同処理(普通地方公共団体の機能の補完的性格)	一部事務組合よりも独立性が強く、地方公共団体としての自立性・自主性のある運営を行うことができる	
効果		設立に伴い共同処理するとされた事務は、構成団体から除外され、一部事務組合に引き継がれる	広域にわたり処理することが適当とされた事務は、構成団体から除外され、広域連合に引き継がれる	委託を受けた団体は、委託の範囲内において、自己の事務とする権限を有する
特色	事務の範囲	原則、構成団体が共通に持っている事務(2つ以上の事務の場合は、複合的一部事務組合)	基本的には処理する事務についての制限はない	
	国、県からの権限移譲	直接受けることができない	直接受けることができ、また、要請もできる	
	議会の組織及び議員の選挙の方法	法においては、選出方法について特段の規定はない(あて職、兼職が可能)	住民による直接選挙又は構成団体の長、議会による間接選挙(あて職は不可)	
	執行機関の組織及び選任の方法			
	直接請求	法においては、特段の規定はない	住民による直接請求を認めている(条例の制定、監査の請求、解散及び解職の請求)	
	必置機関	管理者(複合的一部事務組合では、理事会を置くことができる)、監査委員、公平委員会、会計管理者	長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、会計管理者	
	広域計画(広域にわたる総合的な計画)	法においては、特段の規定はない	作成しなければならない、また、実施について構成団体に勧告することができる	
経費	構成団体間の協議による	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的指標に基づかなければならない →客観的指標の例 ◆地域間バランスの指標(人口、面積) ◆地方公共団体の負担能力の指標(地方税の収入額、財政力) ◆その他の客観的な指標 ・構成団体は、必要な予算上の措置をしなければならない →義務的経費 	すべて委託した団体が負担し、規約において定める	

広域化ブロック案と構成市町村が同一となる一部事務組合等

		組合等名	事務の内容	構成市町村
東部	安芸広域	安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施、構成団体が共同して設置するごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
		安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	特別養護老人ホームの設置運営	
	物部川流域	香美郡植林組合	造林及び管理	南国市、香南市、香美市
		香南斎場組合	火葬場管理運営	
		香南清掃組合	ごみ処理	
	中部	高知・嶺北		
仁淀川流域		高吾北広域町村事務組合	し尿処理、消防、火葬場、ごみ処理、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、知的障害者更正施設、ふるさと市町村圏計画の策定及び進行管理・介護認定審査会、市町村審査会	仁淀川町、佐川町、越知町
		仁淀川広域市町村圏事務組合	仁淀川広域ふるさと市町村圏計画の策定及び実施、仁淀川環境保全のための広域計画の策定及び実施、介護認定審査会の設置及び運営	土佐市、春野町、いの町、日高村
西部	高幡広域	高幡消防組合	消防、救急	須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町
		高幡身体障害者療護施設組合	身体障害者療護施設の設置運営	
		高幡広域市町村圏事務組合	高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施、大野見青年の家の設置運営、須崎斎場の設置管理運営、介護認定審査会の設置運営、滞納整理に関する事務	
	幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施、ふるさと市町村圏基金の果実により、広域的なソフト事業の実施、高知県西南地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の実施の進行管理及び連絡調整、特別養護老人ホームの設置及び維持管理並びに運営、廃棄物処理施設の管理運営	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

県全域(1ブロック)	こうち人づくり広域連合	構成市町村の職員等の研修、人材交流、人材確保及び調査研究に関する事務	全市町村
	高知県後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	全市町村

組合消防本部の状況（平成17年度消防庁調査）

		構成市町村との連絡調整組織	負担金の算定根拠	消防車両購入時等の負担金の一時増額	職員採用	職員異動	職員給与	昇任懲戒	勤務体制	通信指令範囲	災対本部派遣	団事務	団連絡組織	団への指令
消 防 組 合	中 広 域 連 芸 合	無	基準財政需要額60%、人口割、20%受益割り20%	全構成団体の要了解	本部一括採用	本部内全域	本部統一	本部一括	本部同一	本部全域	連絡員	組合	無	火災等は本部水防時は構成団体
	嶺 北 広 域 行 政 事 務 組 合	無	基準財政需要額割	全構成団体の要了解	本部一括採用	本部内全域	本部統一	本部一括	本部同一	本部全域	無	構成団体	嶺北消防連合会	火災時は本部 その他は双方
	仁 消 防 組 淀 合	無	基準財政需要額×（総費用一合計均等割額）÷合計基準財政需要額+均等割額	全構成団体の要了解	本部一括採用	本部内全域	本部統一	本部一括	本部同一	本部全域	連絡員	構成団体	仁淀消防組合連合会	本部
	高 吾 北 広 域 町 村 事 務 組 合	高吾北消防連絡協議会	基準財政需要額割	一部の団体の要了解	本部一括採用	構成団体内	組合統一	本部一括	本部同一	本部全域	本部員等	構成団体	無	火災時は本部 災害時は構成団体
	高 消 防 組 幡 合	助役会	本部経費は基準財政需要額割 その他は構成団体負担	対象構成団体	組合採用 構成団体枠	構成団体内	構成団体毎	構成団体毎	構成団体毎	構成団体毎	無	両方	有	署所
	幡 消 防 中 組 央 合	助役会	基準財政需要額割	一部の団体の要了解	本部一括採用	本部内全域	本部統一	本部一括	構成団体毎	構成団体毎	本部員	構成団体	無	本部又は署所
	幡 消 防 西 組 部 合	無	本部経費は基準財政需要額割 その他は構成団体負担	対象構成団体	構成団体採用	構成団体内	本部統一	本部一括	構成団体毎	携帯は本部 その他は署所	無	署所	無	署所

市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保の現状

(1) 消防団との連携の現状

番号	項目	高知市	室戸市	安芸市	香南市	香美市	南国市	土佐市	土佐清水市	中芸	嶺北	仁淀	高吾北	高幡	幡多中央	幡多西部
①	管轄内にある消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を決め、一元的な連絡調整	—	×	×	○	×	—	—	—	×	○	×	×	×	○	×
②	平素からの管内各消防団合同の訓練等の実施状況	—	×	○ 年1回	○ 年2回	×	—	—	—	×	○ 年1回	○ 年1回	○ 高北地区のみ 隔年1回	○ 2年1回	○ 年1回	×
	平素からの消防団と消防署所の合同訓練の実施状況	○ 月1回程度	○ 隔年1回	×	×	×	○ 年2回	×	○ 隔年1回	×	○ 年4回	○ 年2回	×	×	○ 年1回	○ 年2回
③	消防団との連絡調整担当の消防署への配置状況（非常時以外）	○ 副署長 出張所長	×	○	×	×	○	×	×	○ 兼務	○	○ 分署は署長	×	○	○	○

(2) 市町村の防災・国民担当保護部局との連携の現状

番号	項目	高知市	室戸市	安芸市	香南市	香美市	南国市	土佐市	土佐清水市	中芸	嶺北	仁淀	高吾北	高幡	幡多中央	幡多西部
①	夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などの市町村担当部局からの事務受託状況	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○
②	各構成市町村の長及び危機管理担当幹部と消防長又は消防署長による協議会（国民保護関係を含む）の設置状況	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○ 土佐町×	○	○	○	○	○
	上記協議会への消防団の参画状況	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	定例的な連絡会議の開催状況	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
	災害時における各市町村の災害対策本部への消防職員の出遣状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 輻輳した場合×	×	○	×	○	○	○
④	防災・国民担当保護部局と消防本部との人事交流の状況	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑤	市町村との合同防災訓練の実施状況	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○
⑥	防災・国民担当保護部局と消防本部との連絡体制（非常時）の状況	○ 専用回線	○ 防災無線	○ NTT回線	×	○ 専用回線	×	○ 専用回線 メール	○ 専用回線	○ 防災無線	○ 有線及び無線	○ 消防無線	×	○ 防災無線	○ 防災無線	○ 専用回線、無線
	防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部や消防署に設置することによる24時間体制の確保の状況	○	×	○	○	○	×	○	○	○ 北川、馬路は×	○	○	○	○	×	○

各消防本部における給与(モデル)の状況

1 各消防本部が適用している給料表の状況

12 消防本部で同一水準の給料表（1～6級は県も同じ水準）を適用しており、3 消防本部はそれぞれ違う水準の給料表を適用している。

2 給与（モデル）の現状分析

(1) 初任給（18歳高卒）の状況（138,400円～156,200円：格差17,800円）

13 消防本部で同一の138,400円。

県（高知県職員労働組合作成の標準賃金体系による：以下同じ）：138,400円

(2) 採用10年後の状況（190,800円～233,700円：格差35,700円）

20万円±1万円に12消防本部。

同一額のグループが、4消防本部と5消防本部の2グループ。

県：205,000円

(3) 採用20年後の状況（266,200円～337,300円：格差71,100円）

30万円±1万円に8消防本部。

県：290,600円

3 昇任について

採用時の階級は、全消防本部で消防士からスタート。

採用10年後は、12消防本部が、隊員クラスの消防副士長又は消防士長。

採用20年後は、9消防本部が分隊長クラスの消防士長、5消防本部で役職となる消防司令補又は消防司令。